

むつ市議会第188回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成18年6月30日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例
- 第2 議案第52号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第53号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第54号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第55号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第56号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第57号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第58号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設)
- 第9 議案第59号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物鮮度保持施設)
- 第10 議案第60号 下北圏域障害程度区分認定審査会の設置について
- 第11 議案第63号 平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第12 議案第64号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第13 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第15 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第16 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第17 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第18 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第19 議員提出議案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書

【県及び国への要望活動】

第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八	十	美	8番	小	林	正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	杉	浦		洋	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐	々	木	隆
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	德			誠
38番	佐	々	木	肇	39番	鎌	田	右	よ
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
45番	田	高	利	美	46番	澤	田	博	文
47番	菊	池		清	48番	柏	谷		均
49番	工	藤	清	四	郎	50番	服	部	清
52番	杉	本	清	記	53番	慶	長	德	造
54番	佐	藤		司	55番	牛	滝	春	夫
56番	本	間	千	佳	子	57番	半	田	義
58番	坪	田	智	十	司	59番	斉	藤	孝
60番	中	村	正	志	61番	富	岡		修
62番	川	端	澄	男	63番	宮	下	順	一

欠席議員（4人）

20番	久	保	田	昌	司	28番	立	石	政	男
30番	千	船			司	42番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代表委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	純	総務部 総務課長	西堀	敏夫
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部長	名久井	耕一	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	教育部長	宮下	孝信
教委事務 局長	新谷	加水	公営局 局長	小川	照久
監査委員 局長	遠藤	雪夫	総務部 部長	千船	藤四郎
企画部 部長	工藤	武勝	企画部 部長	近原	芳栄
選挙管理 委員長	大芦	清重	企画課 部長	奥島	慎一
企画課 部長	下山	益雄	川舎所 長	佐藤	吉男
大庁舎 所長	伴	邦雄	脇野所 長	船澤	桂逸
総務課 部長	鴨澤	信幸	総務部 課長	吉田	真
総務課 部長	澁田	剛			

事務局職員出席者

事務局長	小島	昭夫	次長	高田	文明
総括主幹	工藤	昌志	主幹	柳田	諭
庶務係長	金澤	寿々子	庶務係 主任	濱村	勝義
調査係 主任	青山	諭	議事係 主任	赤石	奈穂子
議事係 主任	葛西	信弘			

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、6月20日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設及び教育民生常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、6月29日、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第18 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例から、日程第18 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの18件を一括議題といたします。

委員会付託した議案及び報告についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第52号、議案第53号及び報告第8号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（53番 慶長徳造議員登壇）

○53番（慶長徳造） 総務常任委員会に付託されました議案2件、報告1件について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第52号につきましては、全会一致で可決すべきものと、議案第53号及び報告第8号につきましては、反対討論が出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第52号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、新たに特別職となるむつ市個人情報保護審査会、むつ市障害福祉計画等策定委員会及び下北圏域障害程度区分認定審査会の委員の報酬及び費用弁償の額を定めたものであるとの説明がありました。

この説明に対して委員から、下北圏域障害程度区分認定審査会委員の報酬額の算定基準はどうなっているのか、またむつ市個人情報保護審査会委員の報酬額は幾らかとの質疑がありました。理事者側からは、下北圏域障害程度区分認定審査会委員の報酬額の設定については、下北圏域介護認定審査会を参考にしている。同審査会の設置に際しては、青森県医師会の意見を参考にむつ下北医師

会との協議により決定した経緯があるが、下北圏域障害程度区分認定審査会も医師等で構成されるとの観点から、下北圏域介護認定審査会同様、会長等にあつては月額1万7,000円、委員にあつては月額1万5,000円の報酬額に設定したものである。

また、個人情報保護審査会委員の報酬額は、月額6,500円であるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、下北圏域障害程度区分認定審査会委員と下北圏域介護認定審査会委員の両方を兼ねた場合、同日に会議が行われると日当はどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、重複する支給はできない、基本的に二つの審査会を同日に開催することはないとの答弁がありました。

次に、議案第53号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日付で公布されたことに伴い、所得税から住民税への税源移譲による個人市民税の所得割に係る税率の見直し及び各種控除の調整措置、定率減税の廃止、市たばこ税の税率の引き上げを行うなど、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて理事者側から、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日付で公布されたことに伴い、平成18年度の課税事務に密接に関連することから、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明がありました。

この説明に対して委員から、本報告について議場で説明を受けた際に、低所得者層への影響額等を把握していないとの答弁があったが、後日資料

を提出することはできないかとの質疑に対して、理事者側から、税務統計である課税状況調査においても、低所得者層については人数程度しか確認できないことから、影響額等に関する資料を提出することは難しい。今後、担当者間で協議をし、来年度に向けて対応できるよう検討していきたいとの答弁がありました。

また、同委員から、本報告は住民にとってよい部分と悪い部分があると思うが、簡潔に要点を説明してほしいとの質疑があり、理事者側から、税源移譲に伴う市税収入増により、当該財源を住民サービスに生かせるメリットがある一方、低所得者や65歳以上の方には負担が生じるというデメリットもあるとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これにて総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第55号、議案第56号、議案第58号及び議案第59号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（27番 佐々木隆徳議員登壇）

○27番（佐々木隆徳） 産業経済常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案第55号、議案第56号及び議案第58号についてはご異議があり、議案第59号についても反対討論が出されましたが、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第55号 むつ市営牧野設置条例の

一部を改正する条例についてであります。理事者側から、すべての市営牧野の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであり、本条例の施行予定である平成19年4月1日には、現在指定管理されている脇野沢地区の瀬野・滝山・源藤城の3牧野に加え、むつ地区の宮後牧野・名子牧野・永下牧野・金谷沢牧野及び川内地区の第1川内牧野・第2川内牧野の6牧野が指定管理者制度による管理運営になるとの説明がありました。

次に、議案第56号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市宮後ふれあい牧場の管理運営について、指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

両議案に対し委員から、平成19年4月1日に指定管理者制度による管理に移行するために、今定例会で条例改正を行う必要はあるのかとの質疑に対し、理事者側から、市政だより及びホームページを利用した広報に始まり、公募説明会、願書受け付け、指定管理者選定委員会の開催、指定管理者の指定についての議決に至るまで、かなりの期間を要するため、今定例会に提案することとなったとの説明がありました。

また、同委員から、指定管理者の公募の際には、対象となり得る方、団体等に対し、周知を徹底してほしいとの意見がありました。

次に、議案第58号及び議案第59号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設及びむつ市大畑町水産物鮮度保持施設の管理運営を行わせる指定管理者に大畑町漁業協同組合を提案したものであるとの説明がありました。

委員から、両施設は平成7年に同時に建設されたものであるが、議案第59号に係るむつ市大畑町水産物鮮度保持施設においては、以前施設の老朽化が進み、水産物の保冷に使用する氷が供給でき

なくなり、遠方から氷を輸送し、使用したこと等があり、既に建設から10年を経過しているため、今後老朽化が進んだ場合に、建てかえ等に対応するための基金を創設することについて、指定管理者に十分指導してほしいとの意見がありました。このことに対し理事者側から、将来的に修繕費及び改築費が必要であることから、指定管理のための協定書には、利益の5%程度を基金に積み立てる旨を盛り込む予定であるとの答弁がありました。

なお、全付託議案に関係して、指定管理者制度を既に導入している施設及びこれから導入する予定の施設ともに、行政、民間、地域の団体等、どの管理主体が適切であるのか、議論し尽くされていないのではないかとの意見がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで産業経済常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第57号、報告第13号及び報告第16号について、建設常任委員長長の報告を求めます。建設常任委員長。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 建設常任委員会に付託された議案1件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部局長の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑、意見について申し上げます。

初めに、議案第57号 むつ市漁業集落排水処理

施設条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、平成11年度から整備を進めてきた脇野沢寄浪地区及び蛸田地区の漁業集落排水処理施設が今年度で完成し、供用開始となることから、処理区域として新たに追加するためのもので、現在脇野沢九艘泊地区のみを、この施設の処理区域としていたが、この改正で2地区が処理区域として位置づけられることになるとの説明がありました。

また、この施設の完成により寄浪地区では39世帯、蛸田地区では18世帯が新たに下水道を使用できるとのことでありました。

本案について委員から、新たに供用開始となる区域の下水道使用料金について、上水道の使用水量によって下水道使用料金が徴収されるため、取水、止水に当たっては水道課と下水道課が連絡を密にして対応してほしい旨の意見がありました。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて理事者側から、下水道事業費の確定及び決算見込みにより、それぞれ増減するため平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありました。

なお、本報告に対しての質疑等は特にありませんでした。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて理事者側から、平成17年度むつ市用地造成事業会計の決算見込みにおいて、歳入合計で2,552万1,478円、それに対し歳出合計が14億7,555万314円となり、歳入が歳出に対して不足する額14億5,002万8,836円を補てんするための措置として、平成18年度予算の歳入から繰り上げ充用するため、平成18年度むつ市用地造成事業会計補正予算を専決処分したものであるとの説明があり

ました。

本報告について委員から、雑入として14億5,000万円の歳入を計上しているが、会計処理の仕方として正しいのか、また別の方法はないのかとの質疑に対し、理事者側から、前年度の決算見込みにおいて、翌年度分の歳入を繰り上げるということは、ほかに見込まれる財源がないということであり、これが清算会計における清算するまでの処理の仕方、現段階では雑入として計上する方法しかないと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、保有資産の処分に当たって、もっと民間の協力を仰ぐなどして活用を図るべきとの意見と、議会全体の問題として特別委員会を設置するなど根本的な方策を提言すべきとの意見が出されました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これにて建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第51号、議案第54号、議案第60号、議案第63号、議案第64号及び報告第10号から報告第12号までについて、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（46番 澤田博文議員登壇）

○46番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案5件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されましたすべての議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過について申し上げます。

初めに、議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例ですが、これについて理事者側から、障害者自立支援法で定める障害福祉計画及び障害者基本法で定める障害者計画の策定が義務づけられたことに伴い、専門的分野から検討を加え、より現実に即した計画とするため、計画策定を円滑に行うことを目的とした附属機関を設置するものであるとの説明がありました。

本案に対しては複数の委員から、同策定委員会の委員として委嘱される対象者について質疑があり、理事者側から、知的、精神及び身体障害者施設の代表等を考えているとの答弁がありました。

また、他の委員から出された計画案策定の段階から同策定委員の意見や見解を取り入れていくべきではないかとの意見に対して、理事者側からは、事務局で作成した原案を同策定委員会に提示し、その際、策定委員から出された意見等を取り込んで最終的な案を策定していく。さらに、パブリックコメント方式により、原案を示して市民から広く意見を求めていくこととしているとの答弁がありました。

さらに、同委員から、第2条第1号アに示されている「指定障害福祉サービス又は指定相談支援」及び同条同号イに示されている「地域生活支援事業の種類」についてその詳細を問う質疑があり、理事者側からは、それぞれ「指定障害福祉サービス又は指定相談支援」とは、県が指定する介護、訓練、地域生活支援事業のことであり、「地域生活支援事業の種類」とは、相談支援事業、コミュニケーション支援、日常用具の給付または貸与、移動支援事業等のことであるとの答弁がありました。

次に、議案第54号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて理事者側から、厚生労働省から新たに診療報酬の算定方法が告示されたことに伴

い、それらを適用するために本条例の条文整備を行うものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、この改正によって内容的な変化が生じているのかどうか質疑があり、理事者側から、今回の改正は条文の整備であり、内容的には市民に不利益となるようなものではないとの答弁がありました。

次に、議案第60号 下北圏域障害程度区分認定審査会の設置についてであります。

これについて理事者側から、障害者自立支援法により各市町村に設置が義務づけられた福祉サービスの必要性を総合的に判定し、障害程度区分業務を公平公正に行うための障害程度区分認定審査会について、むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の5市町村で共同設置するためのものである。この認定審査会の委員は、介護保険同様、保健医療または福祉に関する学識経験を有する者から任命することとされている。今回、身体・知的・精神の3障害の福祉サービスが一元化されたことから、精神科医の参画は必須であるが、町村においては精神科医を確保することが困難な状況にあるので、事務処理の効率化と経費節減化等の観点から共同設置するものであるとの説明がありました。

本案に対しては委員から、5名の委員は構成市町村から1名ずつ委嘱されるのかとの質疑に対し、理事者側からは、委員は医師のほか、理学療法士、作業療法士、薬剤師、施設に就業しているヘルパー、ケアマネジャーなど、各職域から選出されることになるとの答弁がありました。

また、他の委員から、委員に医師を含めなければならない理由についての質疑があり、理事者側からは、障害程度区分認定の調査項目は介護認定の調査項目より27項目ふえて106項目であり、この27項目については精神分野が主になり、県からも精神科医が望ましいという指導があったため

あるとの答弁がありました。

さらに、同委員からは、審査会に医師の意見書が提示されるだけでなく、審査会の意見として別の医師が参画することになると、医師の意見のみが重視されるおそれがあることや、医師間の見解の整合性の保持が危惧されること、また医師間の力関係が認定審査に影響する可能性についての質疑があり、理事者側からは、委員としては医師のほかには社会福祉専門の方も予定していることや、認定審査はまず在宅調査員による106の調査項目と医師の意見書が審査会に提示され、5名の委員による審査の後に多数決で決定されることになることから、医師の意見のみが重要視されることはないと考えているとの答弁がありました。

他の委員からは、第7条の詳細についての質疑があり、理事者側から、同条は、法で規定された認定審査会の事務以外で、構成市町村が固有の事由により特に審査会の意見を徴したい場合については、当該市町村がその経費を負担することを定めているとの答弁がありました。

また、同委員から、第8条から第11条に関して、むつ市において同審査会の予算や決算、条例や規則、委員の報酬等を規定する理由についての質疑があり、理事者側からは、共同設置をするためには、地方自治法上、各市町村で同じ規約を規定し、議決後、県に報告しなければならない。設置後の事務委任については、代表となる市町村の条例等が適用となるが、予算や決算、また代表市町村の関係条例等の改正があった場合には、構成市町村に通知する義務があるとの答弁がありました。

次に、議案第63号 平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、本案は老人医療の確定に伴う補正であり、歳入歳出とも2,427万7,000円の増額となるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第64号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。

これについて理事者側から、本案は、新予防給付の業務が7月1日から開始されることに伴って、地域包括支援センターに係る当業務運営に要する経費及び介護報酬を補正するものであり、歳入歳出それぞれ900万7,000円の増額補正であるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、地域包括支援センターを各地区ごとに設置する予定はあるかとの質疑があり、理事者側からは、地域包括支援センターについては、人口2万人から3万人に1カ所という基準がある。今年度は新事業ということで、市内1カ所で年度途中の開始となったが、来年度以降は委託等も視野に入れて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、報告第10号から報告第12号までの専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これらは、それぞれ平成17年度のむつ市国民健康保険特別会計補正予算、むつ市老人保健特別会計補正予算、むつ市介護保険特別会計補正予算について、年度末に当たって事務事業費がおおむね確定したことによる減額補正についての報告であり、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました12議案6報告については、区分して1議案1報告ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第51号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第52号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よ

って、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第53号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 議案第53号 むつ市税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、定率減税の廃止、たばこ税の引き上げなどの条文整備をするものであります。むつ市民の負担は、定率減税の廃止により1億1,200万円、たばこ税の引き上げにより3,800万円などであります。低所得者の多い下北地域にとっては、まさに酷税であります。よって、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第53号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者6人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第54号 むつ市
乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例につ
いて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入
ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よ
って、議案第54号は委員長報告のとおり可決され
ました。

議案第55号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第55号 むつ市
営牧野設置条例の一部を改正する条例について、
産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
すので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第55号 むつ市営牧野設
置条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を
いたします。

本案は、管理運営に指定管理者制度を導入する
ためのものです。指定管理者制度導入という官から民は、構造改革の一つであります。耐震偽造問題、村上ファンドによるインサイダー疑惑問題などを見ればわかるように、構造改革なるものは国民がそれなりに満足した制度、ルールなどを壊し、人間性を無視した金もうけを刺激するだけという面も徐々にあらわれてきております。本

案の指定管理者制度は、国がやっている制度で仕
方がないとはいうものの、経費削減になるのかど
うかという物の見きわめもしっかりとして、経費
削減とならないものならば直営とするということ
も検討するべきだということを提案し、本案に反
対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたしま
す。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第55号についてご異議がありますので、起
立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の
起立を求めます。

（起立者52人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よっ
て、議案第55号は委員長報告のとおり可決されま
した。

議案第56号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第56号 むつ市
宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例につ
いて、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入
ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わ
ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
すので発言を許可します。21番横垣成年議員。

横垣議員にお願いいたします。討論の範囲内で
発言にはご留意をお願いいたします。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第56号 むつ市宮後ふれ
あい牧場条例の一部を改正する条例に対し、反対
討論をいたします。

本案は、管理運営に指定管理者制度を導入する

ためのものであります。前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第56号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者52人、起立しない者3人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第57号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第58号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に

対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第58号 指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

本案は、議員の関係する団体を指定管理者とするためのものであります。指定管理者制度なるものは、本議案のように議員が関係するしないにかかわらず指定していくという制度であり、チェックすべき議員がチェックされなければならないという立場に追い込む制度でもあります。

従前の団体を指定したとはいえ、議員の関係する団体は指定すべきでないことを指摘し、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第58号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者50人、起立しない者5人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第59号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に

対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市大畑町水産物鮮度保持施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものがあります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第59号 指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

本案は、議員の関係する団体を指定管理者とするためのものであります。前議案同様の理由で反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これですべての討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第59号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第60号 下北圏域障害程度区分認定審査会の設置について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第63号 平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第64号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

報告第8号

○議長（宮下順一郎） 次は、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、反対討論をいたします。

本案は、地方税法等の一部改正を受け、むつ市税条例の一部を改正する条例であります。税源移譲でむつ市に入る部分がある一方、低所得者層と65歳以上の方々には負担増となるものであります。低所得者層が多い地域をますます低下させる部分のある税法改正は間違いであります。低所得者層、高齢者に負担を強いる本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

報告第8号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者6人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よっ

て、報告第8号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第10号

○議長（宮下順一郎） 次は、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第11号

○議長（宮下順一郎） 次は、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第12号

○議長(宮下順一郎) 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第13号

○議長(宮下順一郎) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第16号

○議長(宮下順一郎) 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成18年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第19 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第19 議員提出議案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。37番徳

誠議員。

(37番 徳 誠議員登壇)

○37番(徳 誠) 議員提出議案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因する様々な問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整

交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛庁長官及び防衛施設庁長官としたいと思います。ご了承願います。

日程第20 議員派遣について

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第20 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規

則第159条の規定により、青森県、青森県議会及び国等関係機関への要望活動を行うため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(宮下順一郎) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第188回定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会